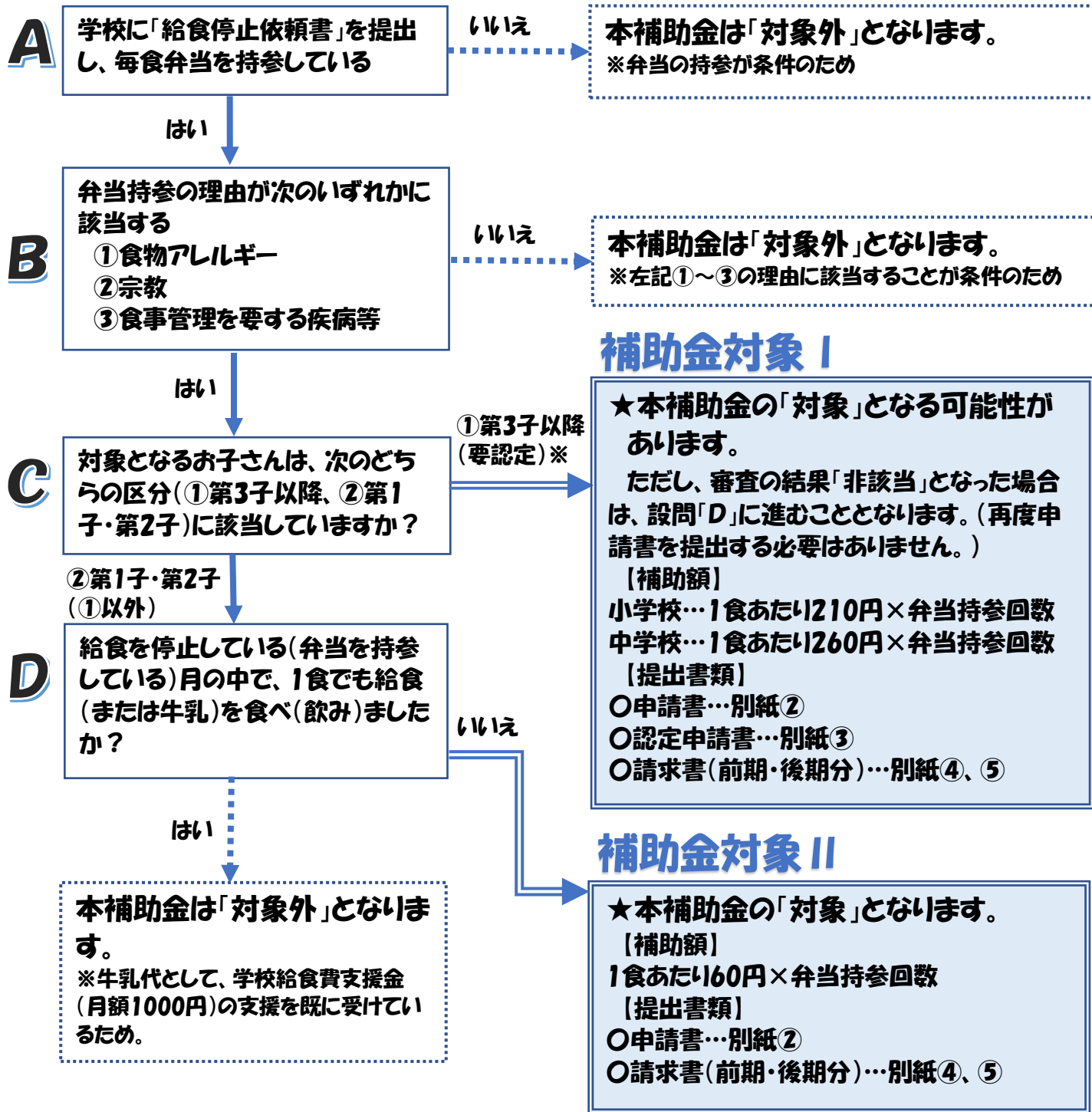


# 補助金対象者確認フローチャート



どれに該当するか  
確認するうな～！



※第3子以降の子とは、保護者が扶養している子のうち、上から3番目以降の子をいいます。第3子以降の子として認定となるためには、上記扶養要件に加え、以下の要件を満たしている必要があります。

- ・国及び地方公共団体から学校給食費の全部の補助・給付を受けていないこと。
- ・これまでの学校給食費に滞納がないこと。